

西東京・住基ネットいらない! ニュース

2004年7月10日発行 vol.1 発行：住基ネット訴訟・西東京の会

連絡先 / 小崎 tel&fax 0424-64-5481 郵便振替口座 00170-9-777564 住基ネット訴訟・西東京の会

住基ネットは住民・自治体双方に有害無益！ コード番号取り消し求め、東京地裁に提訴

5月25日、西東京市民3名が住基ネットのコード番号付番取り消しをもとめる行政訴訟を起こしました。私たち「住基ネット訴訟・西東京の会」は、この訴訟とこれから起こす国家賠償請求訴訟を支え、住民票コード抹消を求めるために結成されました。

取消し訴訟原告の主張は簡単明瞭。番号付番は、8月5日の法施行前に行われているのだから、手続き上、住民基本台帳法に反し違法、個人を番号として管理することは、家畜や機械と同等の扱いであり、人格権、プライバシー権を保障した憲法13条に反する、この2点が柱です。

市長も喜ぶ脱・住基ネット訴訟

裁判の形式は、被告・西東京市を相手取って市と争うカタチです。しかし本当は、市にとっても住基ネットは迷惑システムにほかなりません。私たちはむしろ、この裁判を通じて行政との間に実りある対

話を実現させていきたいと考えています。

さて、では市にとっても迷惑システムとはどういう意味でしょうか？国に押し付けられていやいや参加させられたのに、初期費用に

×億円、年に×千万円といわれるランニングコストは当然市の負担です。その上、万一事故が起きた場合の責任まで背負わされています。いっぽうその見返りはといえば、他所の自治体で住民票がとれるくらい？ホンネをいえば、市だってこのシステムから何らメリットは得てないのです。何、行政の電子化は便利だし必要？それならば、それが住基ネットである必要はまったくないのです。

(裏へ続く)



7月11日(日) 午後1時30分～ 西東京市民会館第5会議室

ザ・学習会 清水勉弁護士に聞く!

住基ネットのイロハと国家賠償請求訴訟



住民票コード番号付番取り消し訴訟とは別に、本人の意思に反して勝手に番号を付けたことに対して慰謝料を求める国家賠償請求を起こします。日本国籍のある西東京市の住民なら誰でも、1000円で原告になることができます。日弁連情報対策委員会副委員長で住基ネット問題追及の第一人者である清水勉弁護士を講師に、住基ネットのイロハから学びなおします(学習会の内容は次号で詳報)。

住基ネットはリスクとコストに見合わない

西東京市が「行政の電子化」を推進するとして「行財政改革大綱」では、電子入札・電子投票の導入、電子申請などのシステム構築、道路台帳の電子化をめざすことがうたわれています。しかしこれらはすべて、住基ネットとは無関係に市独自で構築できるシステムです。そのほうが費用も安く、安全性も比較にならないほど高まるのです。

住基ネットは3000余りの全国自治体、そして地方自治情報センターと情報を共有するシステムです。だから市が100%の安全対策を講じて、しかもそれが100%機能したとしても、100%の安全性は保障できません。市民の情報を管理する西東京市が、その責任を果たそうとしても果たしきれない。それが住基ネットという全国システムのもつ欠陥なのです。

住基ネットは、私たちの生活に本当に役立っているのでしょうか。西東京市は、住基ネットに費やす多大なコストとリスクに見合うだけのサービスを提供しているといえるのでしょうか？

また西東京市に暮らして市に住民税を納めている住民は、外国籍の人びとも少なくありません。これらの人びとは、あらかじめ住基ネットが提供するとしている住民サービスからは除外されています。住民に責任を負うべき自治体が、提供するサービスに格差を設けるようなことがあってはなりません。

この2つの裁判で、自治体を負うべき責任を全うできないことが明らかになれば、首長は住民の安全を守るために住基ネットから離脱せざるを得ません。この裁判は首長の決断を応援することになるでしょう。どの首長も本当は喜ぶ裁判となるに違いありません！

1000円で原告に！**国家賠償請求訴訟、あなたも原告になれます！**

西東京市の住民で日本国籍のある人なら、だれでも原告になれます（ただし、02年6月までに西東京市に住民登録をしていた人）。被告は西東京市長。住民票コード番号を勝手に付けられたことへの怒り、苦痛、不安に対して慰謝料を請求するという形式の訴訟は全国でも初めてです。費用負担が少なく、提訴の期限がない、原告の資格に制限が少ないなど、多くのメリットがあり、注目されています。原告募集の第1次締切は7月25日。原告の人数が多ければ多いほど、社会的なインパクトも強まります。問い合わせは、「住基ネット訴訟・西東京の会」連絡先の小崎まで（表面題字下参照）。

西東京市での住基ネット問題をめぐるこれまでの動きはホームページでも知ることができます！

「とめよう住基ネット！西東京市民の会」

<http://www1.jca.apc.org/juki85/NishiTokyo/>
異議申立て本文 / 市役所での口頭意見陳述 / 都庁での口頭意見陳述 / 反論書 / 再反論書 などの全文が収録されています

とめよう住基ネット！

西東京市民の会

国賠訴訟の代理人として**7人の弁護士が決定しました！**

清水 勉、増田利昭、関口正人、鈴木雅人、佐渡島啓、結城大輔、富田千鶴（敬称略）

住基ネット訴訟・西東京の会の運営について

以下の世話人が会の運営に携わります。

樋口大式（代表）、阿部總子（会計）、小崎令子（事務局長）、小田桐孝子（事務局）、藤川利子（事務局）、柳田由紀子（事務局）、都丸泰江、尾関厚子、森輝雄、西邑亨
会計監査は若林京子です。